

出版関係者が押さえておきたい

# 図書館関係の権利制限規定に関する著作権法 改正点のクイック解説

松田山崎法律事務所  
弁護士 山崎 貴啓

# セミナー概要

- 1 はじめに
- 2 2021年改正前の著作権法31条の権利制限
- 3 2021年改正の概要
- 4 条文解説
- 5 補償金の仕組み

# 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスへのニーズが顕在化したこと等を踏まえ、2021年著作権法改正によって、著作権法31条について、①国立国会図書館による利用者への絶版等資料のデータの自動公衆送信、②一定の図書館等による図書館資料の一部分の公衆送信（メール送信）できるように改正がされました。

①については2022年5月1日から施行され、

②については2023年6月1日から施行されます。

## 2 2021年改正前の著作権法31条の権利制限

### 著作権法31条（図書館等における複製等）

#### <趣旨>

図書館における研究機会の保障と図書館資料の保存や拡充を図ることで、知の集積・拡充や学術の発展を図る。

## 第1項

図書館等は、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

- ① 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第3項において同じ）の複製物を一人につき一部提供する場合
- ② 図書館資料の保存のために必要がある場合
- ③ 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）の複製物を提供する場合

## 第2項

国立国会図書館においては、図書館資料の原本の滅失、毀損、汚損を避けるために図書館資料に係る著作物を原本に代えて利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物次項により自動公衆送信に用いるため、電磁的記録を作成する場合には記録媒体に記録することができる。

## 第3項

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等に自動公衆送信を行うことができる。

旧第3項による絶版等資料の送信先は、国立国会図書館の承認を受けた図書館等に限定されていることから、利用者は図書館等に足を運び、館内の端末で絶版等資料を閲覧することになっていた。

また、旧第1項では、図書館等において可能な行為が複製及び複製物の提供に限定されており、FAXやメール等による送信（公衆送信）を行うことはできないものとされていた。

→従来からデジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされていたが、2020年から本格化した新型コロナウイルス禍による図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化。

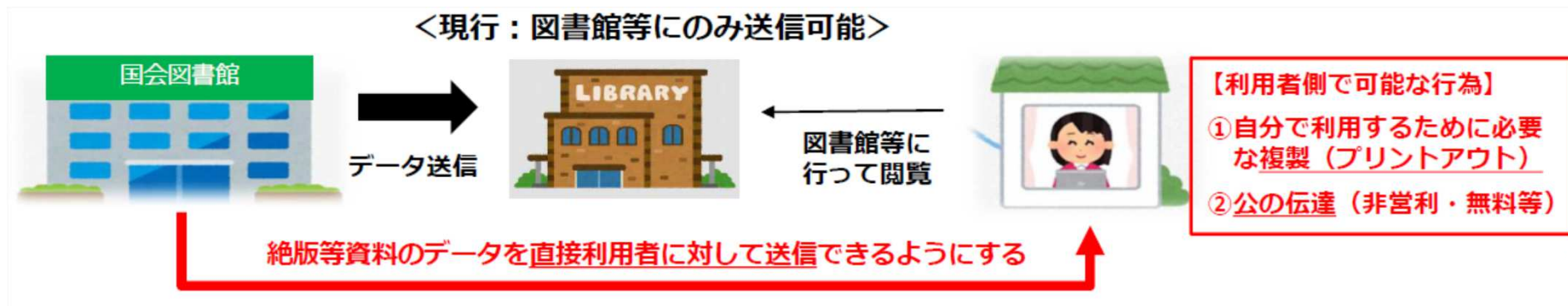
そこで、民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させることとした。

### 3 改正の概要

① 絶版等により入手困難な資料 +  $\alpha$  (特定絶版等資料)

→ 国立国会図書館が利用者に対して直接インターネット送信 (ウェブサイトに掲載) することを可能とする。

文化庁説明資料より



## ② 一般に入手可能な資料（図書館資料）

→ 現行の複写サービスに加え、補償金の支払いを前提に、一定の図書館等により、調査研究目的での著作物の一部分のメール送信等を可能とする。権利者の利益保護のための厳格な要件を充たす必要がある。

文化庁説明資料より





## 4 条文解説

(1) 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

(2022年5月施行 2023年改正法施行後 31条8項以下)

→国立国会図書館が保有している特定絶版等資料のデータを利用者に直接送信することができるようになった。現在、送信対象資料は約184万点。

## ○ 送信の対象→特定絶版等資料

「絶版等資料」：絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料

→「絶版等資料」は、第31条1項3号において「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されている。

「絶版等資料」となるか否かは、送信時点で「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難」といえるかによって判断されることとなる。

そうすると、近々復刻することが決定している資料等であったとしても、送信時点で一般市場において入手困難となっているのであれば「絶版等資料」に該当することになってしまう。

このような場合、当該資料について家庭からもアクセスさせるとすれば、将来的な復刻版の需要を奪い、権利者に不利益を与えるおそれが高くなる。

そこで、送信対象を絶版等資料よりも更に絞ることとし、第7項で他の図書館等に送信する対象資料（絶版等資料）から近々復刻する蓋然性が高いものを除いたものを、利用者に直接送信できる「特定絶版等資料」と定義することとした（同10項参照）。

## 「絶版等資料」（入手困難資料）の定義・運用

### 法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されている（法第31条第1項第3号）。「絶版」はあくまで例示に過ぎず、絶版か否かに関わらず、現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断される。

「絶版等資料」になる場合(例)	「絶版等資料」にならない場合(例)
紙の書籍が絶版で、電子出版等もされていない場合	紙の書籍が絶版だが、電子出版等がされている場合
将来的な復刻等の構想があるが、現実化していない場合	単に値段が高く経済的理由で購入が困難である場合
最初からごく小部数しか発行されていない場合 (例: 大学紀要、郷土資料等)	海外から取り寄せる必要があるなど、入手までに一定の時間を要する場合

(※) なお、例えば、初版本（絶版）と復刻版が異なる内容である場合には、初版本については絶版等資料に該当することになると考えられる。

### 関係者間協議に基づく運用

- ・ 漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等については、取扱いを留保・除外（送信しない）。

(※) 法律上は送信することも可能となっているが、権利者保護の観点から、運用上送信しない取り決めをしている。

- ・ その他の図書等については、（i）国立国会図書館による入手可能性調査（目録等を確認の上、リスト化）、（ii）事前除外手続、（iii）事後除外手続（オプトアウト）という3段階の手続を行い、「絶版等資料」であること、権利者の利益を不当に害しないことなどを担保。

(※) 上記（ii）（iii）で出版社等から除外申出があった場合、（ア）市場で流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む）、（イ）著作権が集中管理されている場合、（ウ）著作者から送信停止要請があった場合（人格的理由）、（エ）経済的理由以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）がある場合には、送信対象資料から除外されることとなる。

文化庁説明資料より

○ 送信データ等の不正な拡散を防止する観点と、利用者についての情報を最初から明らかにしておくという観点から、国立国会図書館から各家庭等への送信を行うに当たっては、データのダウンロードを防止・抑止するための措置を講ずること、及びID、パスワードで管理することが要件となっている（8項）。

→今回、送信先を各家庭等にまで拡大することで、送信後の管理が一切及ばない中で受信者が当該データを不正に拡散させるなどにより、権利者の利益が不当に害されることを防止。

一方、利用者は、自ら使用するために必要と認められる限度でプリントアウトをしたり、非営利・無料等所定の要件の下で公の伝達（ディスプレイやスクリーンを用いて公衆に見せること）ができるようになった（9項）。

ここで、「自ら使用するために必要と認められる限度」とは、自動公衆送信された当該著作物を利用者が自らの手元で閲覧するために必要な範囲内とということである。その範囲であれば、業務の目的であっても良い。

## (2) 特定図書館等による図書館資料のメール送信等 (2023年6月1日施行)

権利者保護のための厳格な要件を定めたうえで、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、利用者の調査研究の用に供するために、図書館資料を用いて、著作物の一部分をメールなどで送信することができるようにした。

この制度は、権利者の利益を害する機会が多いことから、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことが必要（実際上は図書館の利用者が負担）。

○ 送信主体（特定図書館等）の要件（31条3項）

- ① 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
- ② 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を行っていること。
- ③ 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
- ④ 公衆送信のために作成されたデータの流出や目的外利用を防止・抑止するために必要な措置を講じていること。
- ⑤ その他文部科学省令で定める措置を講じていること（現在パブリックコメント実施中）。

○ 利用に関する要件

- ・ 送信を受けられるのは事前に利用者情報を登録している者に限る（3項柱書）。
- ・ 調査研究の用に供する目的  
→市場に流通している図書館資料であるため、権利者保護の必要性が高い

ユーザーの複写箇所特定の方法？

○ 著作権者等の利益を不当に害する場合の制限（31条2項但し書）

「ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信の実施状況を含む。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

特に、正規の電子出版・電子配信サービスの市場を阻害しないようにするため。

・考慮要素について

「著作物の種類」は、論文、専門書、新聞、美術書、辞書、マンガなどの類型や経済的価値、市場の規模や配信の状況等をいい、「用途」は、研究者用、学生用、一般用などの用途をいう。

「送信の態様」は、送信されるデータの精度・画質や分量などをいう。

## 「全部」の複製・公衆送信が認められる著作物の範囲（31条1項1号及び2項本文）

・「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」

### ・著作権法施行令第1条の5

- ① 国等の周知目的資料
- ② 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- ③ 美術の著作物等であつて、法第31条第2項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物の一部分の複製又は公衆送信を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料又はその複製物を用いた公衆送信を受信して表示されるものにおける当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該公衆送信により受信されるものにおいて当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。）



第31条2項のサービスによって公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる（4項）。

→私的使用目的での複製（31条1項）と同等の私的領域内の行為と評価できる範囲の利用を認めるとしている（立法者解説）。

## 5 補償金の仕組み

文化庁概要説明資料より

### 補償金の徴収・分配

- ・各図書館等が、個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収し、一括して指定管理団体に支払う（その際、送信実績もあわせて送付する）
- ・指定管理団体は、送信実績をもとに、各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配。

利用者（受益者）



個別の送信ごとに支払い

図書館等



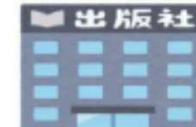
送信実績と共に補償金を支払い

指定管理団体



各分野の権利者団体などを通じて分配

権利者・出版社



9

一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）  
 図書館等公衆送信補償金規程

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする
上記以外 (本体価格不明図書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする

例えば、200 ページ 2000 円の図書の  
 場合、1 ページあたり 10 円となるので、  
 1 ページあたり 100 円となるが、備考欄  
 が適用され 5 ページ以下の公衆送信は 50  
 0 円となる。

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

・補償金支払いの主体は、特定図書館等の設置者であり（31条5項）、利用者から支払われた料金を補償金として指定管理団体に支払う。もっとも、図書館が利用者に対して求める料金は、補償金に加えて事務コストを上乗せすることもできる。

・補償金請求権者：著作権者及び出版権者（86条3項）



出版・電子出版出版の許諾を受けた者は明文条含まれていない。

<図書館関係の権利制限の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書>23頁 令和3年2月

(v)補償金の受領者

現に市場で流通している資料について、本来的な用途での利用に供するために送信されることで、著作権者のみならず、出版権者にも大きな影響を及ぼし得るため、著作権者と出版権者(法第80条第1項第2号に規定する電子出版権を有する者をいい、登録がなされているかどうかは問わない)の双方を補償金の受領者として位置づけることが適当である。

また、(ア)今回のメール送信等(公衆送信)によって直接的に権利が制限されるわけではない出版権者(法第80条第1項第1号に規定する紙の出版権を有する者)についても利益確保を図る必要があるとともに、(イ)正規の出版の場合には、出版権が設定されているか否かに関わらず、出版により生じた利益は著者と出版社(発行者)の双方が得ることとなることを踏まえ、**著作権者からライセンスを受け一体となってビジネスを行っている出版社について、出版権が設定されていない場合の利益確保も図る必要がある。**この点、これらの者についての取扱いを法律で直接規定することは困難であると考えられるため、著作者と出版社がそれぞれ適正な利益を得ることができるよう、関係者間で合理的なルール作りを行うこととすべきと考えられる。



- ・ 分配の仕組み

授業目的公衆送信補償金の場合

→ 権利者特定分を分配業務受託団体を通じて権利者へ

権利者不明・連絡先不明の場合は文化庁の監督のもと SARTRAS が最大10年間管理

- ・ 著作権等保護振興事業（共通目的事業）104条の10の6 施行令60条

ご清聴ありがとうございました！

松田山崎法律事務所 弁護士 山崎貴啓

